

2013年5月31日発行

NGO 神戸外国人救援ネット・ニュースNo.44

NGO Network for Foreigners' Assistance KOBE NEWS No.44



発行／NGO 神戸外国人救援ネット(代表／飛田雄一)

〒650-0004 神戸市中央区中山手通1-28-7 TEL&FAX:078-271-3270

ホットライン専用 TEL:078-232-1290

E-mail:gqnet@poppy.ocn.ne.jp * http://www12.ocn.ne.jp/~gqnet/

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>

★ 卷頭言★

「日本は『平和色』？～日常生活から考えて…」

ロニー・アレキサンダー

(神戸大学 教授、ポーポキ・ピース・プロジェクト 代表)

「ポーポキ・ピース・プロジェクト」は、ねこのポーポキの「平和って、なに色？」などの問いかけに五感や全身を使って、国内外で平和を考え、行動する活動である。平和を絵や五感で表すと、言葉を使うときと違う「平和」が見えてくる。多様な表現力の大切さと共に、コミュニケーションが決して言葉のみで成り立っているわけではないことを実感する。人間やねこと話すにも非暴力を貫くにも、心を開くことが大事だ。しかし、私はどうしても心を開くことができない場所がある。それは、日本の公衆トイレである。

そこで失礼ながらトイレの話をさせていただこう。

あなたは、公衆トイレでジェンダーを間違えたこと、ない？それで相手が警察を呼ぶとか、突然に殴ってくるとか、そういうのは私だけなのだろうか？恥ずかしながら、私は日本人女性のそういった「異常行動」に頻繁に合ってしまう。髪の毛が短く、動きやすい服装が好きな白人女性の私は、「男性」と思われても仕方がないのかもしれない。しかし、仮に男性であっても、なぜ暴力的に対応する必要があるのだろう。男性がいるのが嫌だったら、早く用を済ませて出て行けば良い。怖いのなら、なおさら逃げれば良い。それこそ、殴り返されるのは怖くないのかなあ？

公衆トイレはパブリック・スペースだが、「トイレ」という空間は本来ならば完全な私的空间でなければならない。暴力的になる女性

たちは、自らのプライベート・スペースを守ろうとしているのかもしれない。だとしたら、彼女にとって、私は「脅威」になる。その理由はどこにあるのだろう。日本人でもトイレで男性に間違えられる女性はいる。けれど、言葉で注意されるだけで済むらしい。私の場合、言葉では間に合わないとでも思っているのだろうか。それだったら、私に対する暴力的な態度は、「男」に見えるからでなく「ガイジン」だからということだろう。「言葉が通じない」は都合の良い盾かもしれないが、日本社会の根底にあるレイシズムに見えてしかたがない。

「通じない」という盾が成り立つ日本社会で生きていくために、外国人は豊かな表現能力が必要。繰り返しトイレで暴力を受けた私と同じように、不愉快な思いをさせられた外国人は日本人と接すると緊張する。そして、そういう外国人を相手にする人も緊張するだろう。これでは平和の色にはならない。とりあえず盾を置いておこう。まずは、笑顔でお互いに向き合ってみてはどうだろう？



2012年度 外国人DV被害女性支援のためのセミナーご報告

もりきかずみ

◆ひょうごDV被害者支援連絡会 (HYVIS)

主催セミナー

「外国人DV被害者にとってのハーグ条約・改定入管法・住民登録」

2013年2月24日 神戸市立婦人会館にて

ひょうごDV被害者支援ネットワーク（ハイビス）の主催で、「改定入管法」と「住民登録」、そして「ハーグ条約」をめぐる国内での動きや問題点を理解し、被害女性への支援環境の向上を目指すために、神戸市婦人会館でセミナーを開催しました。

2012年7月には入管法が改定され、日本に住む外国籍の人も外国人登録ではなく、住民登録に変わり、住所変更などが厳しく取り締まられます。

またハーグ条約は日本が締結しようとしている国際法で、子どもの連れ去りを防止するためのものですが、DV被害女性が子どもを連れて夫から逃げるために、出国する場合、出国が阻止されて大きな問題となりかねません。日本社会において弱い立場に置かれ、様々な差別やDV被害を受けやすい外国人女性たちは、新制度や条約締結によって、どのような影響を受けるのでしょうか？

弁護士の鶴田香織さんがハーグ条約の基礎知識とDV被害女性への影響を講演され、移住労働者と連帯するネットワーク共同代表の山岸素子さんが改定入管法施行とその実態を、そして神戸公務員ボランティアの高島ふさ子さんからは外国人の身分登録についてお話をありました。

参加者は47名が集まり、法律や具体的な手続きなどの知識を得るセミナーになりました。



◆AWEP、GQネット合同主催セミナー

「支援の現場から見る 外国人DV被害者支援の現状と課題」

2013年3月16日 あすてっぷKOBEにて

NGO 神戸外国人救援ネットとアジア女性自立プロジェクトが共催して上記セミナーを二部構成で、神戸市男女参画センター、あすてっぷKOBEで行いました。近年、外国人女性の配偶者からの暴力に関する相談件数が増加していますが、外国人女性がDV被害にあいややすい理由とは何なのか、そして、支援過程でおきる困難な問題とは何なのかについて、実際のケースを見ながら、日頃知ることのない外国人女性が抱える困難な現状を知ってもらい、必要な支援の方法を考えていくというのがセミナーのねらいでした。

第一部では、「外国人DV被害者の存在、支援の現状と課題」をゲストスピーカーの石田真美弁護士から外国人女性がDVを受けやすい要因やその保護について講演いただき、

第二部で、「ケースからみる課題と解決策」というタイトルで、支援団体スタッフによるパネルディスカッションを行いました。パネリストは、ウイメンズネットこうべ、W・Sひょうご、アジア女性自立プロジェクト(AWEP)、NGO 神戸外国人救援ネット(GQネット)、そして公的機関として兵庫県女性家庭センタースタッフの参加をいただきました。当日の参加者は31名あり、DV被害そのものだけでなく、アジアに共通するジェンダー観、経済格差などが女性の福祉、人権、自由を狭めていることなど考えさせられたという感想をいただきました。



これらセミナーは兵庫県の後援、DV防止啓発活動支援事業補助金をいただきました。

外国人の生活保護受給者の国民年金保険料免除問題

《国民年金保険料の免除とは》

生活保護を受給しておられる方は国民年金保険料が免除されます。これは国民年金法89条第2号の規定によるもので「法定免除」（法免）とよばれるもので特に申請しなくとも自動的に免除となります。国民年金保険料の免除には他に収入が少ない方などに対する「申請免除」の制度があります。これは支払いが困難な方が年金機構に申請して要件があれば認められるというものです。

これまで外国人の生活保護受給者にはごく当然のこととして法免が適用されてきました。ところが、昨年10月26日に外国人の生活保護受給者の国民年金保険料の免除の取扱いについて法免に該当しないという厚生労働省年金局の通知が出されました。

《10/26通知の内容》

厚労省年金局の通知は、外国人の生活保護が生活保護法に基づくものではなく、1954年5月8日付厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」により準用されていることを理由に法免が適用されないというものです。すなわち、法免を規定する国民年金法第89条第2号は「生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものをうけるとき」とされていて、外国人への生活保護は生活保護法を適用しているのではなく、通知による給付であるというのです。

通知では、外国人の生活保護受給者は申請免除の取扱いとすることとしており、しかも、通常の所得審査によらず全額免除として差し支えないという取り扱いが示されています。しかし、これまで自動的に保険料が免除され、年金保険料加入期間として算入されていたのが、免除申請がなければ未納期間として取り扱われるという不利益が起こることになります。これまで法免のしてきた期間の取扱いは「免除の申請が行われていれば免除が承認されている者であったという点を考慮しつつ、その取扱いについて検討しており、対応が決まり次第、追って連絡する」としながら、未だその取扱いは示されていない。

《法免不適用の影響について》

社会保障や福祉関係の給付については1981年の難民条約批准に伴う法改正により国籍条項がなくなっているのですが、生活保護だけが既に同様の給付を行っており国籍条項を撤廃する必要はないという説明で法改正がなされませんでした。しかし、このような取り扱いがなされるのでは同等の取扱いとは言えませんし、きちんと全員に申請免除を勧奨することがなされるのかという危惧もあります。

また、この問題は国民年金だけの問題ではなく、同様の規定を持っている国民健康保険へも影響する可能性があることが指摘されています。というのは、現在生活保護受給者は国保の適用除外とされていますが、これは国民健康保険法第6条9号で「生活保護法による保護を受けている世帯に属する者」は適用除外としているからですが、国民年金保険料の法免非該当とするなら、外国人保護受給者は国保に加入しなくてはなりません。そんなことが行われている所はありませんし、もしそんなことをすれば制度从根本から振り動かすものになりかねません。（齋本郁/NGO神戸外国人救援ネット）





2012年度ホットライン事業報告

2012年度のホットラインにおける相談件数は、昨年度に引き続き増加している。増加率は昨年度の120%を上回り126%となっている。エスニックグループのキーパーソンの存在が影響していると考えられる。それとエスニックグループでの口コミによって広がっているものもあった。潜在的であった相談が顕在化したために、数件ずつの相談が相次いでくることもしばしばだった。

相談の男女比が変化してきている。男性の比率が高まり36%となったのは初めてだった。就労先を失い経済的に困窮するケースなど、リーマンショック後の不況の影響がまだ続いていると思われる。

国籍別ではフィリピンが2倍強の増加、ロシアが急減するなどキーパーソンの影響がうかがえるものもある。その他では中国、ペルーの相談が増加し、ブラジルの相談が減少しているのが特徴的な点だった。ただし年ごとの増減の範囲ではあった。国籍数ではさらに広がってきている。

相談内容別では在留資格、家族関係の相談が増えているが、離婚と離婚に伴う在留資格の変更といったケースが増加している。「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の入国管理局への離婚の届け出を罰則付きで求めている改定入管法の影響も考えられる。在留資格の相談で在留特別許可を求めるケースは減少した。超過滞在者数の減少と比例して減少している。

教育の相談の増加も注目される。子どもを呼び寄せて学校に編入するケースも増えてきた。編入と関連しないものも含めて外国にルーツを持つ子どものトラブルに学校の取り組みが問題となるケースも増えている。学校自体の力が低下しているのでなければよいのだが、危惧するところとなっている。

一つの相談に問題が多く含まれ、神戸外国人救援ネットだけで対応できないケースも多くなってきたのは昨年同様だった。弁護士、行政書士、労働組合など他の機関との連携の強化が求められている。

【新規相談者数】 152名 【相談者性別】 男性：55名 女性：97名

【国籍別相談者数】

フィリピン	中国	ペルー	日本	ブラジル	ロシア	ナイジェリア	ポリビア	スリランカ	モロッコ	韓国	その他	不明
64	15	14	8	8	4	3	2	2	2	2	16	14

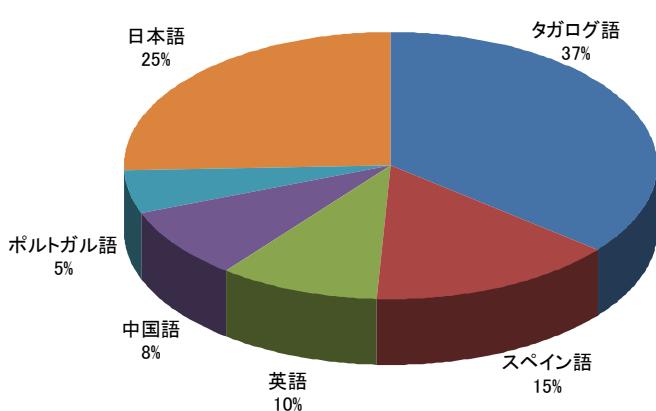
【相談内容】

在留資格	家族関係	社会保障	住居	通訳依頼	労働	教育	DV	刑事	医療	国籍	その他生活情報
56	51	16	13	9	9	9	8	6	3	3	32

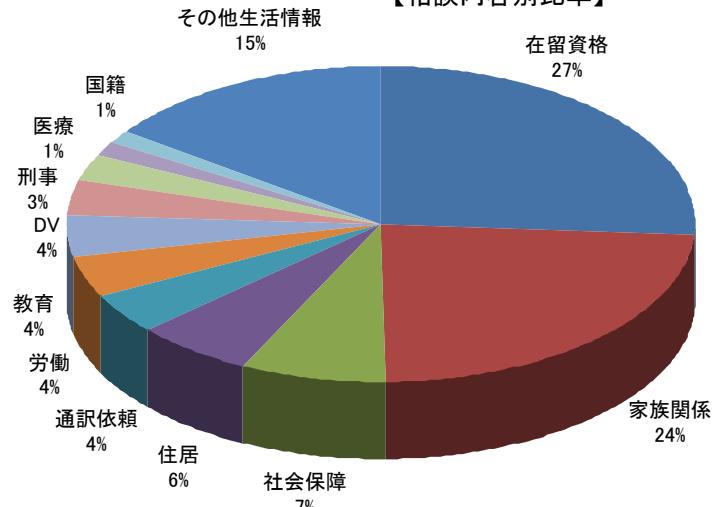
【言語別】

タガログ語	スペイン語	英語	中国語	ポルトガル語	日本語
59	25	16	14	9	42

【言語別比率】



【相談内容別比率】





2012 年度同行通訳・同行支援事業実施報告

(神戸まちづくり六甲アイランド基金助成による事業)

相談件数の増加とともに同行支援も増加している。昨年と比べると 50%ほどの増加で、2年連続の大幅な増加となっている。一昨年と比べると 2 倍となっている。同行先で弁護士との相談、打ち合わせが多くなっているのは、昨年の DV ケースの対応のために同行したものが多くなっている。深刻なケースは同行回数も多くなる。その他の同行先では市役所、裁判所、入管となっている。これらは昨年と同じ傾向だった。

相談者のエンパワーメントをはかりながら問題解決につながる同行支援は相談にとって不可欠なものであり、各機関、団体との連携とともに財政的裏付けがさらに重要となる。

【同行件数】 137 件

【相談者性別】 男性：28名 女性：109名

【国籍別相談者数】

フィリピン	中国	ブラジル	ナイジェリア	ペルー	ボリビア	スリランカ	モロッコ	その他
81	28	7	6	4	3	1	1	6

【同行先比率】

弁護士	市役所	入管	裁判所	医療機関	相談者宅	学校	福祉事務所	警察等	その他
62	23	10	12	9	3	3	2	1	26

2012 年度移動生活相談会実施報告



2012 年度の移動生活相談会を以下の通り実施しました。

◆ 兵庫県内における在住外国人のための移動生活相談会（住友ゴム CSR 基金助成事業）

①実施場所：加西市地域交流センター

実施日：9月 30 日(日) 対応言語：中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語
通訳者 5 名、相談員 2 名、弁護士協力：2 名 相談件数：3 件 相談者国籍：ブラジル、中国

②実施場所：カトリック尼崎教会

実施日：10月 28 日(日) 対応言語：中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語
通訳者 5 名、相談員 2 名、弁護士協力：3 名 相談件数：2 件 相談者国籍：フィリピン

③実施場所：カトリック明石教会

実施日：2月 17 日(日) 対応言語：中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語
通訳者 5 名、相談員 2 名、弁護士協力：2 名 相談件数：7 件 相談者国籍：ペルー、中国、フィリピン、日本

◆外国人のための無料法律・生活相談会（神戸まちづくり六甲アイランド基金助成事業）

実施場所：深江会館

実施日時：10月 7 日(日) 対応言語：英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語
相談件数：1 件 相談者国籍：フィリピン、日本

◆総合相談会（無料法律・生活相談会）（神戸まちづくり六甲アイランド基金助成事業）

実施場所：カトリック神戸中央教会

実施日時：12月 7 日(金) 対応言語：英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語
相談件数 5 件 相談者国籍：フィリピン、ブラジル、ベトナム



N G O 神戸外国人救援ネット 2012 年度会計報告

(2012年4月1日～2013年3月31日)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	¥699, 444	生活相談事業費	¥2, 578, 200
会費および寄付金	¥837, 200	その他事業費	¥1, 277, 472
委託費・補助金	¥4, 175, 224	旅費交通費	¥110, 080
助成金	¥600, 000	他団体交流費	¥38, 800
受取利息	¥81	印刷費	¥31, 580
事業収入	¥7, 500	消耗品費	¥34, 181
その他収入	¥143, 980	水道光熱費	¥96, 000
		通信運搬費	¥380, 866
		資料購入費	¥2, 330
		備品購入費	¥12, 908
		保険料	¥19, 711
		諸手当	¥1, 229, 120
		他への寄付・会費	¥24, 000
立替金戻し	¥308, 350	立替金	¥308, 350
預り金受け	¥120, 000	預り金戻し	¥120, 000
-----	-----	-----	-----
<収入小計>	¥6, 891, 779	<支出小計>	¥6, 263, 598
		2012 年度への繰越し	¥628, 181
合計	¥6, 891, 779	合計	¥6, 891, 779

N G O 神戸外国人救援ネット 2013 年度予算案

(2013年4月1日～2014年3月31日)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	¥628, 181	生活相談事業費	¥2, 765, 200
会費および寄付金	¥1, 000, 000	その他事業費	¥800, 000
委託費・補助費	¥3, 855, 360	旅費交通費	¥250, 000
助成金	¥400, 000	他団体交流費	¥60, 000
-----	-----	印刷費	¥80, 000
<収入小計>	¥5, 883, 541	消耗品費	¥20, 000
		通信運搬費	¥340, 000
		資料購入費	¥20, 000
		保険料	¥25, 000
		諸手当	¥1, 100, 000
		他への寄付・会費	¥22, 000
-----	-----	-----	-----
<支出小計>	¥5, 482, 200	2013 年度へ繰越し	¥401, 341
		-----	-----
合計	¥5, 883, 541	合計	¥5, 883, 541

2013 年度活動計画



1) 事務局体制

月、水曜日 11:00 ~ 19:00、金曜日 10:00 ~ 20:00 (事務局の対応時間は 13:00 ~ 18:00)

2) 移住労働者と連帯する全国フォーラム・神戸 2013

2013 年 6 月 15 日、16 日 実行委員会を中心的に担う。

3) 多言語生活相談ホットライン(一部兵庫県委託事業)

毎週金曜日 13:00 ~ 20:00

対応言語: 英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、中国語(18:00まで)

4) 兵庫県内各地での移動生活相談会

5) よりそいホットライン 外国語ラインに協力

6) 「外国人のための生活相談活動および問題解決のためのフォローアップ活動」

神戸まちづくり六甲アイランド基金助成事業:

(1) 相談活動

(2) 相談者への支援とフォローアップ活動

(3) 相談員の資質向上のための研修会開催、研修会等への参加

7) ネットワーク活動

移住労働者と連帯する全国ネットワーク

退去強制手続きと子どもの権利ネットワーク

DV 被害者支援連絡会議(HYVIS)

人種差別撤廃 NGO ネットワーク(ERD ネット)

8) 入管ウォッチャーズ(RINK、大阪シナピス、GQ-net)

多言語による収容所ホットライン(金曜日 13:00~17:00)

9) 通訳者派遣、翻訳コーディネート

10) ニュースレターの発行(5月、8月、12月)

2013 年度 NGO 神戸外国人救援ネット運営委員及び協力弁護士

<運営委員>

飛田 雄一(代表、神戸学生青年センター)

森木 和美(副代表、アジア女性自立プロジェクト)

齋本 郁(監査、神戸公務員ボランティア)

今給黎 真弓

神田 裕(たかとりコミュニティーセンター)

日比野 純一(FM わいわい)

金 宣 吉(神戸定住外国人支援センター)

北村 広美(多文化共生センターひょうご)

李 相 泰(在日フォーラム)

吉富 志津代(多言語センターFACIL、ワールドキッズコミュニティ)

長嶋 昭親(兵庫日本語ボランティアネットワーク)

寺下 賢志(申請取次行政書士)

木谷 公士郎(カトリック社会活動神戸センター)

草加 道常(NGO神戸外国人救援ネット相談員、RINK)

村西 優季(NGO神戸外国人救援ネット事務局、CASA)

<協力弁護士>(順不同、敬称略)

石田 真美

今西 雄介

桑原 至

坂本 知可

佐藤 功行

鄭 聖愛

野田 優子

白 承 豪

林 寛子

韓 植治

平野 晃子

福田 大祐

北江 康親

増田 正幸

増田 祐一

松本 隆行

梁 英子

吉井 正明

和田 壮史

第9回 移住労働者と連帯する全国フォーラム・神戸 2013 ～私たちがつくる多民族・多文化共生社会～

日時：2013年6月15日(土)13時～16日(日)12時

会場：甲南大学岡本キャンパス（〒658-8501 兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1）

参加費：一般 2,000円、学生 1000円、高校生以下無料 交流会参加費：2,000円

申し込み：下記FAXまたはe-mailでお申込みください。（当日参加も可）

<分科会> 1.移住女性の人権とその保障 2.技能実習生 3.外国人労働者の人権 4.医療保障の現状と取り組み 5.外国にルーツを持つ子どもの学ぶ権利 6.改定入管法、その後 7.困窮する難民申請者・長期収容問題 8.反貧困－外国人の生存権 9.地域に生きる外国人 10.災害と外国人 11.日系の子どもたちは今一国籍と来日問題 12.医療通訳/コミュニティ通訳 13.多文化ソーシャルワーク 14.排外主義の広がりにどう対処するか

お問い合わせ：第9回移住労働者と連帯する全国フォーラム実行委員会事務局
〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 神戸学生青年センター内

TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 Mail: 2013kobeforum@ksyc.jp

HP: <http://ksyc.jp/2013kobeforum/>

Facebook Page: <http://www.facebook.com/2013kobeforum>



主な事務局活動

* 毎週（月・水・金）事務局開所、（金） 多言語生活相談ホットライン

2013年

1月 7日(月) GQ ネット運営会議

1月 10日(木) GONGO 学習会参加 テーマ:発達障害の概要及び発達障害者支援について

1月 21日(月) 移住連全国フォーラム・神戸 2013 事務局会議

2月 4日(月) GQ ネット運営会議

2月 6日(水) 神戸市配偶者暴力相談支援センター主催研修会 テーマ: 虐待・暴力被害者の支援について

2月 17日(日) 明石市移動生活相談会実施

2月 18日(月) 移住連全国フォーラム・神戸 2013 事務局会議

2月 24日(日) 外国人DV被害女性支援セミナー実施 (HYVIS主催)

3月 4日(月) GQ ネット運営会議

3月 16日(土) 外国人DV被害女性支援セミナー実施 (AWEP/GQ ネット主催)

3月 25日(月) 移住連全国フォーラム・神戸 2013 実行委員会

事務局活動時間について

★事務局活動時間は以下のとおりです。★

事務局開所時間：月曜日、水曜日、金曜日 13:00～18:00

生活相談ホットライン：金曜日 13:00～20:00

(英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、日本語、中国語)※中国語のみ18:00まで

NGO 神戸外国人救援ネットの活動は皆さんからの会費・カンパによって支えられています。
今後ともご支援とご協力のほどもよろしくお願いします。

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>